

消セ第2031号
平成31年3月18日

株式会社読売新聞大阪本社 代表取締役社長 様
株式会社朝日新聞社 常務取締役大阪本社代表 様
株式会社毎日新聞社 常務取締役大阪本社代表 様
株式会社産業経済新聞社 常務取締役大阪代表 様
株式会社日本経済新聞社 常務執行役員大阪本社代表 様

大阪府知事

新聞購読契約における消費者トラブルの未然防止及び拡大防止 のための対策について（要請）

日頃から大阪府の消費者行政の推進に御理解と御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、新聞購読契約における消費者トラブルについては、平成25年8月に国民生活センターが消費者に対する注意喚起を行うとともに、新聞公正取引協議会及び一般社団法人日本新聞協会に対して要望を行い、これを受けて、同年11月に新聞購読契約に関するガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）が策定されたところです。

ガイドラインの策定から5年余りが経過しましたが、大阪府内の消費生活センター等には、国民生活センターの注意喚起の内容と同様の、高齢者を中心に長期契約における解約時のトラブルが依然として数多く寄せられる状況にあります。

この間、在阪5社販売第一部長連名による「解約時のガイドライン順守宣言書」及び在阪5社販売第一部長会名による「ガイドライン徹底の対応手順の依頼書」が大阪府消費生活センターに提出され、一定の効果は認められるものの、なお悪質な取引行為が見受けられることから、下記のとおり要請します。

記

- 1 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号、以下「景品表示法」という。）、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号、以下「特定商取引法」という。）、大阪府消費者保護条例（昭和51年大阪府条例第84号、以下「条例」という。）等の関係法令を順守するとともに、各販売店における順守を指導すること
- 2 新聞公正競争規約（平成10年公正取引委員会告示第17号、以下「公正規約」という。）及び同支部施行細則、新聞の訪問販売に関する自主規制規約（以下「訪問販売規約」という。）、ガイドライン等の自主規制を順守するとともに、各販売店における順守を指導すること

3 前記1及び2を担保するため、次の諸点について特に要請します。

- (1) 不当な取引行為の原因となる過大な景品類の提供は、公正規約の違反にとどまらず、そもそも景品表示法に基づく新聞業における景品類の提供に関する事項の制限(平成10年公正取引委員会告示第5号、以下「告示制限」という。)に違反する「違法行為」であることについて、社内及び販売店に周知徹底すること
- (2) 条例第17条に基づき同条例施行規則別表第2項イにより禁止している不当に長期にわたる契約について、逐条解説において、「不当に長期」とは、「当面必要としないこと」を言い、「一人暮らしの高齢者であるが、数回にわたり、合計で3年分の新聞購読契約をさせられた」場合を条例に違反する事例としている。ここで言う「合計で3年分」については、単独の販売店による契約のみならず、他の販売店による契約があることを知りながら契約を行うことを含むものである。不当に長期にわたる契約につながる「2年を超える長期契約」や「1年を超える先付の契約」は、「当面必要としないこと」にあたることから、そのような契約の自粛を販売店に求めること
- (3) 前記(2)の自粛要請に関わらず締結された「2年を超える長期契約」や「1年を超える先付の契約」については、消費者の家族構成その他契約締結に至った状況等により、条例違反となることについて、販売店に周知徹底すること
- (4) 前記(3)を含め、ガイドラインの「解約に応じるべき場合」に規定されている内容に反して直ちに解約に応じないときは、条例違反となることについて、販売店に周知徹底すること
- (5) 訪問販売における契約書面については、特定商取引法第4条第6号を受けて同法施行細則第3条第1号において、「事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名」を記載すべきとされているが、近年、販売店の統廃合が進んでいることなどを踏まえ、今後、個人事業者にあっても必ず代表者の氏名を記載するよう販売店に求めること。また、同条第2号において、「担当した者の氏名」が「主務省令に定める事項」とされていることから、「取扱者」欄等に担当者の姓のみしか記載されていない場合には、特定商取引法に違反する不備書類となることについて、販売店に周知徹底すること
- (6) 前記(5)前段の要請のほか、訪問販売規約第3条から第5条の規定に違反する場合は、条例違反となることについて、販売店に周知徹底すること

4 条例第21条第1項に基づいて、別途、府民に対する情報の提供を行うので、この内容について、社内及び販売店に周知徹底すること